

「第2期 健康長寿医療計画」に係る平成25年度の評価方針

1 計画の評価方法

「第2期 健康長寿医療計画（以下「第2期計画」という。）」に係る評価の方法については、第2期計画第5章に定められているが、計画期間中の評価については「進捗管理評価」を、計画期間終了後（翌年度）には「実績評価」を実施することとされている。

計画初年度は「進捗管理評価」の中の年度単位の進捗状況の検証を行う「進捗評価」を実施する。

<評価方法>

- 進捗管理評価（計画期間中に行う評価）
 - 実績評価（計画終了後に行う評価）
- ┌ 進捗評価（年度単位の進捗状況の検証）
└ 中間評価（中間年度に行う評価）

2 進捗評価

(1) 進捗評価（年度単位の進捗状況の検証）の目的

第2期計画に掲げる具体的な施策（事業）に設定する目標（各年度ごと等）に対する達成状況の現状分析・検証を行い、その結果から抽出した施策を遂行するに当たっての課題を明らかにし、その課題を踏まえての各事業の見直し・改善策を立案・明確化し、今後の各施策の取り組み（手法等）へ反映するもの。

(2) 進捗評価の対象年度

平成25年度

(3) 評価対象事業

16事業

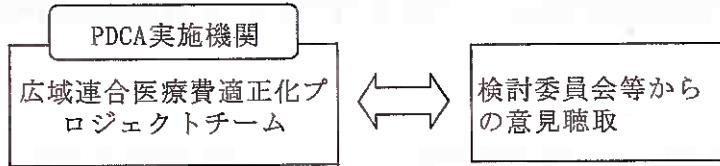
健康づくりの推進	①健康長寿講演会 ②健康長寿マイスター ③健康長寿チャレンジャー ④健康長寿だより ⑤ホームページの充実 ⑥健康診査の実施
医療費の適正化	⑦医療費通知 ⑧重複・頻回受診者訪問指導 ⑨適正受診啓発 ⑩ジェネリック医薬品普及促進啓発 ⑪ジェネリック医薬品利用案内通知 ⑫レセプト点検 ⑬第三者行為求償事務 ⑭療養費の適正化 ⑮医療費分析 ⑯保険料収納対策

3 進捗評価の進め方（第2期計画第5章2）

(1) 評価実施機関（意思決定機関）

計画の評価（進捗評価）に当たっては、「福岡県後期高齢者医療広域連合医療費適正化プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）」において行う。

計画の評価に当たっては、必要に応じて構成市町村及び検討委員会等への意見聴取を行う。



(2) プロジェクトチームの構成

プロジェクトチームに設置された会議において、進捗状況の評価（検証）を進めていく。

プロジェクトチーム	推進会議	本部長	広域連合長	医療費適正化プロジェクトに係る重要事項の検討・決定等に関すること。
		副本部長	事務局長	
		メンバー	事務局次長、担当次長、各課長	
	プロジェクト会議	座長	担当次長	医療費適正化プロジェクトに係る検討等に関すること。
		メンバー	各課長	
	作業チーム	座長	担当次長	医療費適正化プロジェクトに係る調査、検討、作業等に関すること。
		メンバー	班長等	

*福岡県後期高齢者医療広域連合医療費適正化プロジェクトチーム設置要綱

*会議の弾力的な運用

プロジェクトチームに係る会議は必要に応じて3区分の会議を合同で開催するなど効率的に進める。

(3) プロジェクトチームに係る会議の内容等

①会議の内容：第2期計画の進捗評価を行う（第2期計画 進捗評価会議）。

なお、併せて健康長寿医療計画（以下、「第1期計画」という。）の実績評価を行う（第1期計画 実績評価会議）。

②進捗評価の期間

平成25年4月から平成26年3月まで

*第1期計画の実績評価については、第1四半期を目途にとりまとめるとともに、結果については、公表する。

③第2期計画 進捗評価会議の回数

進捗評価会議を年4回（四半期ごと）行う。

ただし、四半期ごとに行う会議での議論で終了しない場合には、継続審議とする（終了するまで会議を継続して開催する）。

会議名	会議サイクル	開催時期	評価対象期間
第1回プロジェクトチーム（進捗評価会議）	第1四半期	6月	概ね4～6月
第2回	第2四半期	9月	7～9月
第3回	第3四半期	12月	10～12月
第4回	第4四半期	3月	1～3月

(四半期ごととした理由)

- ・ある程度の事業実施期間を経ないと課題や進捗状況を見定めることができないこと。
- ・予算と評価作業とのリンク（平成26年度予算編成作業：8月下旬～9月下旬）。
- ・議会時期とのリンク（平成24年度：8/3・1/31）。

なお、評価に係る最終的なとりまとめ（確定分）は、次年度4・5月の「臨時進捗評価会議」において決定する。

(4) 評価の様式（進捗評価票）

【資料1】のとおり

(5) 評価の手続

各施策の実施と並行して進捗評価会議において四半期ごと評価を行い（必要に応じて構成市町村及び検討委員会等の意見聴取を行う）、平成26年3月中にとりまとめた後（総括を行い）、推進会議本部長（連合長）の決裁を受けて確定する。

4 進捗評価結果の取り扱い（第2期計画第5章3）

(1) 構成市町村等への情報提供

- ・代表幹事会、幹事会及び検討委員会等に評価の結果を提供し、情報の共有化を図る。

(2) 評価結果の公表

- ・評価結果をホームページに掲載し、被保険者等へ情報提供する。

5 進捗評価作業スケジュール

【資料2】のとおり

6 施行期日

この方針は、平成25年4月1日から施行する。

第2期 健康長寿医療計画 進捗評価票

【評価年度】	平成25年度	作成年月日	平成 年 月 日
【施策(事業)名】			NO
【施策主務班名】			
【施策の概要】			
【施策の予算額】	千円	【施策の決算見込額】	千円

【施策の進捗状況・目標の達成状況】 Plan(計画)・Do(実行)

評価時期	第 四半期				
目標の達成度	H25年度 目標値A	実施値 B	目標の達成度 (B/A)	・数値(%)で表現できない場合は記述説明	
			%		
	2期計画の 目標(値)		計画期間中の目標		
	H25	H26	H27	H28	H29
目標達成に向けた 現在までの取組	第2期計画第3章の「Ⅲ施策(事業)の着実な推進」の事項		取組の現状		
	計画記載以外の取組				

【施策の進捗評価】 Check(評価)・Act(改善)

<総括評価>

A進捗が図られている Bおおむね進捗が図られている C一部の進捗にとどまっている D進捗していない

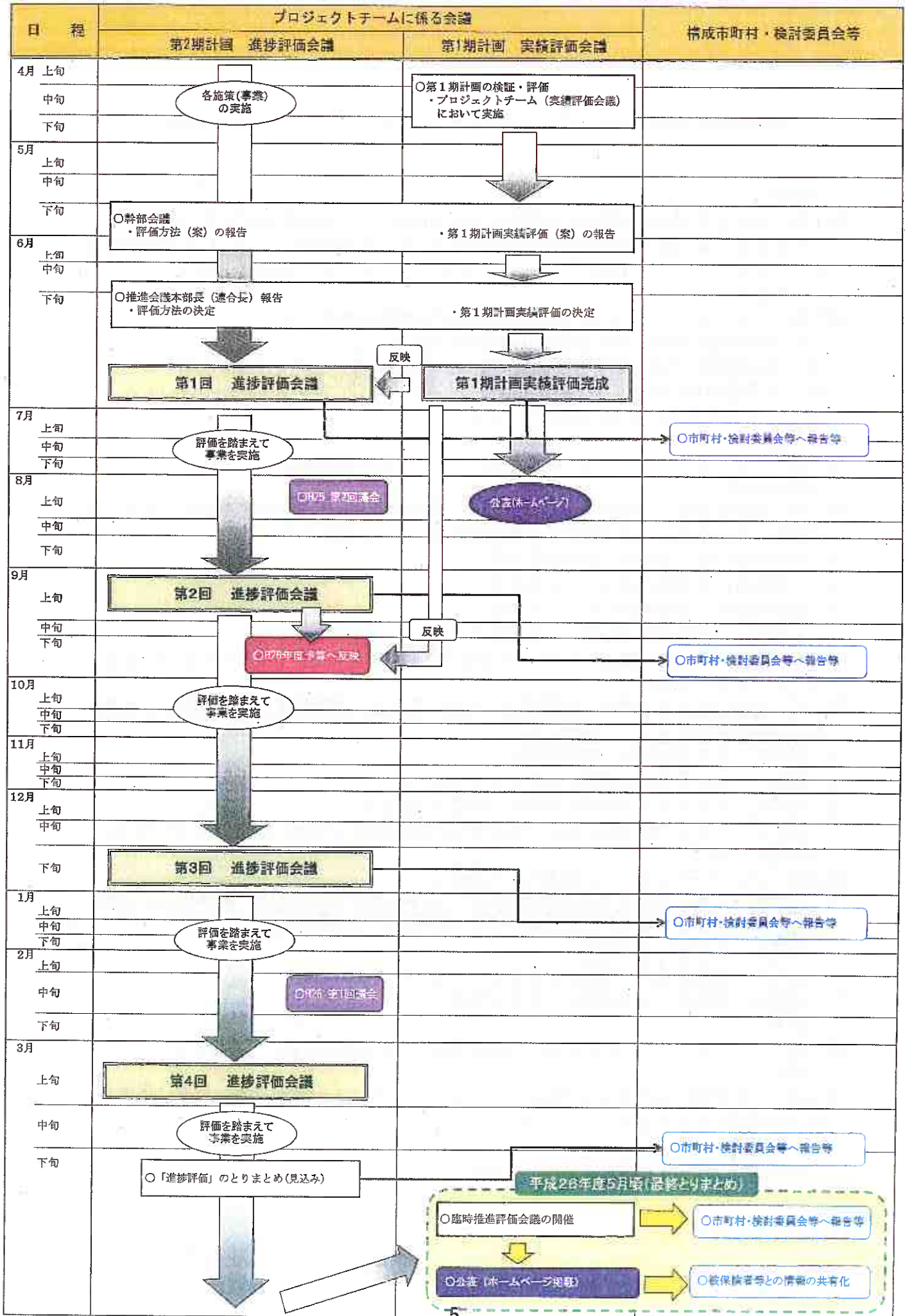
<理由>

- ・計画の達成状況や課題の改善状況を評価(妥当性、有効性、効率性等の観点から)
- ・評価を踏まえ、見直し・改善等の必要性等について記載。

○今後の取組方針(課題・改善点等)

○平成25年度の評価結果の次年度(次の四半期)への反映(事業手法の見直し及び予算等)

「第2期 健康長寿医療計画」の進捗評価等に係る年間スケジュール(案)



福岡県後期高齢者医療広域連合医療費適正化プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 福岡県後期高齢者医療広域連合広域計画に基づき、医療費の適正化に係る取組みを推進するため、福岡県後期高齢者広域連合（以下「広域連合」という。）に医療費適正化プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 医療費適正化等に係る事業計画の策定に関すること。
- (2) 医療費適正化等に係る事業計画に基づく事業の企画、立案及び実施に関すること。
- (3) 医療費適正化等に係る事業計画に基づく事業の検証に関すること。
- (4) その他医療費の適正化に関すること。

(会議)

第3条 プロジェクトチームは、推進会議、プロジェクト会議を置く。

(推進会議)

第4条 推進会議は、広域連合長、事務局長、事務局次長、医療費適正化等担当次長、総務課長、総務課課長、事業課長及び事業課課長をもって構成する。

- 2 推進会議には、本部長、副本部長を置く。
- 3 本部長は、広域連合長をもって充てる。
- 4 副本部長は、事務局長をもって充てる。
- 5 本部長は、推進会議を招集し、会議を主催する。
- 6 本部長は、第1項の構成員のほか、広域連合の関係職員の出席を求めることができる。

(プロジェクト会議)

第5条 プロジェクト会議は、医療費適正化等担当次長、総務課長、総務課課長、事業課長及び事業課課長をもって構成する。

- 2 プロジェクト会議には、座長を置く。
- 3 座長は、医療費適正化等担当次長をもって充てる。
- 4 座長は、プロジェクト会議を招集し、会議を主催する。
- 5 座長は、第1項の構成員のほか、広域連合の関係職員の出席を求めることができる。

(作業チーム)

第6条 プロジェクトチームに作業チームを置く。

- 2 作業チームは、医療費適正化等担当次長、医療費適正化担当班長、係員並びに他課の各班に属しプロジェクトの所掌事務に関する職員をもって構成する。
- 3 作業チームには、座長を置く。
- 4 座長は、医療費適正化等担当次長をもって充てる。
- 5 座長は、作業チームを招集し、会議を開催する。

(庶務)

第7条 プロジェクトチームの庶務は、医療費適正化担当部署において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。